

村上市U・Iターン促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地方回帰の流れが生まれていることから、村上市への移住を促進し将来的な定住人口の拡大を図るため、新潟県外から村上市に移住した者に対し、予算の範囲内において村上市U・Iターン促進支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 村上市に永住又は2年以上にわたって居住することを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 就業 1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用されていることをいい、雇用のほか起業、就農等を含む。
- (3) 看護職員 保健師、助産師、看護師又は准看護師の職に従事する者をいう。
- (4) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律164号）第18条の4に規定する者をいう。
- (5) 保育所等 次に掲げるいずれかに該当する施設等をいう。

ア 児童福祉法第39条に規定する保育所

イ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業

ウ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

エ 児童福祉法第59条第1項に規定する認可外保育施設のうち、同法第59条の2の規定により届出をした施設（令和3年4月30日までに届出をした施設を含む。）

オ その他、法令等で保育士の配置が必要とされている施設又は事業（病児保育事業、一時預かり事業、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等）

(支援金の種類及び額)

第3条 支援金の種類及び額は、別表第1のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 村上市への転入前に、新潟県を除く都道府県の市区町村の住民基本台帳に登録されていたこと。

イ 令和3年5月1日から令和4年2月28日までの間に定住の意思をもって、本市に転入したこと。

ウ 転入時において、年齢が50歳以下であること。

エ 村上市暴力団排除条例（平成25年村上市条例第3号）第2条に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、

定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

カ その他市長が支援金の対象として不適と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付申請時に就業をしていること。

イ 雇用される場合は、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 2人以上の世帯に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が村上市への転入前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(4) 別表第1(2)の人材確保型に関する要件 次のいずれかに該当すること。

ア 看護職員の資格を有する者で、村上市内で看護職員として就業していること。

イ 保育士の資格を有する者で、村上市内に所在する保育所等で保育士として就業していること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する者は対象から除く。

(1) 公務員（任期を定めずに雇用された常勤の職員に限る。）である場合。

(2) 村上市地域おこし協力隊設置要綱（令和2年村上市告示第77号）で定める村上市地域おこし協力隊員（着任予定者を含む）。

(3) 本人若しくは同一世帯の者が、過去に支援金の支給を受けたことがある場合。

(4) 村上市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱で規定する移住支援金の支給を受けたことがある場合、かつ受ける予定がある場合。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、村上市U・Iターン促進支援金交付申請書（様式第1号）に別表第2に示す添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請の期限は、令和4年3月15日とする。

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときには、村上市U・Iターン促進支援金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、交付決定後速やかに支援金の交付を行う。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村上市U・Iターン促進支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請を行っていた場合。

(2) 支援金の交付申請を行った日から2年以内に村上市から転出した場合。

(3) 規則及び本要綱の規定に違反し又は該当しなくなった場合。

(返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付金の交付を受けた者に対し、村上市U・Iターン促進支援金返還請求書（様式第4号）により、支援金の全額又は一部の返還を請求する。

(報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者、交付決定者の就業先等に報告を求め、又は実施調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支援金の種類	単身での転入	2人以上の世帯での転入
(1) 基本型	15万円	25万円
(2) 人材確保型	35万円	45万円

別表第2（第5条関係）

支援金の種類	必要な添付書類
共通	1 誓約書及び個人情報取扱同意書（様式第1号別紙1） 2 住民票の写し（2人以上の世帯での転入の支援を受けようとする者は、世帯員全員の住民票の写し） 2 就業証明書（様式第1号別紙2） ただし、雇用等の形態によらない者の場合は、次に掲げる書類のいずれか ア 個人事業の開業・廃業等届出書の写し イ 個人事業を営んでいる又は事業専従者であることが分かる書類
人材確保型	次のいずれかの書類 1 看護職員の免許証の写し 2 保育士証の写し